

## 職員が一致団結してサービス提供

芝税務署 木村直人署長に聞く

### 納税者との相互作用を重視



<プロフィール>

木村 直人 (きむら なおと)

東京国税局資料調査第4課長、税務大学校研究部主任教授、東京国税不服審判所部長審判官などを経て現職に就任。国際課税の第一線で活躍し、国際的租税回避スキームの解明などに努めた経歴を持つ。趣味は読書。北方謙三の『楊令伝』がお薦めという。

汐留や品川駅東口など、多くの再開発地域を抱える芝税務署。管内には、名だたる大企業が軒を連ね、東京国税局で2番目の税収を上げている。窓口業務などあらゆる税務手続きの処理件数も東京国税局で上位に入り、効率の良い税務行政が求められている。その対策として同署では、チームワークを高める施策に力を入れている。同署の取り組みについて、木村直人署長に話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・瀬戸山敬史】

Q. かつては、芝税務署の副署長だったそうですね。署長として芝の街に戻ってきていかがですか。

木村 わたしが芝税務署の副署長をしていたのは8年前、ちょうど汐留の再開発でシオサイトの高層ビル群の建設が始まったところでした。当時に比べると、汐留や品川駅東口など、管内に多くの大企業が移転してきていま

すし、当署の税収も当時比で約2倍に伸びています。また、現在、環状2号線の新橋から虎ノ門へ抜ける通称「マッカーサー道路」の建設も進んでおり、それに合わせて

ビルの建設も予定されていますので、今後大企業がどんどん進出してくるものと思われま

で2番目に職員の多い税務署です。管内に大企業が多いことから、税収に占める法人税の割合は非常に高いです。

Q. 伊豆諸島も管轄されていますよね。

木村 その通りです。詳しく申しますと、伊豆諸島や小笠原諸島など、東京都の島しょ地区も管轄しています。日本の最南端の沖ノ島、最東端の南鳥島も当署の管轄です。日本の最南端と最東端を管轄する税務署でもあるわけ

す。しかし、税務行政を行っていく中で、管理運営部門が単独ですべての窓口業務をこなすことは困難です。たとえば、所得税の確定申告時期には、多くの納税者の方が

す。

Q. 大規模な税務署ということで、気を使っていることはありますか？

木村 当署は、申告書の収受はもちろん、納税証明書の発行など、窓口業務の事務量が非常に多く、これらの業務の処理件数は、どれをとっても東京国税局で上位に入ります。そのため、いかに効率的に業務を行うかが重要になります。

昨年7月には、全国すべての税務署で「事務の効率化」や「納税者利便の向上」を目的に、「内部事務一元化」が実施されており、当署でも実施しています。

その結果、たとえば納税証明書の発行の場合、

### 信頼される税務運営を

Q. 税務署が生まれ変わったわけですね。実際に一元化してみているのでしょうか。

木村 納税者の方からは「便利になった」との声をいただいていますので、順調なスタートが切れたと思っています。内部事務一元化の円滑な定着に努め、さらにe-ITaxの利用促進などITの活用によって、納税者利便の一層の向上を図っていき

たいと考えています。

しかし、税務行政を行っていく中で、管理運営部門が単独ですべての窓口業務をこなすことは困難です。たとえば、所得税の確定申告時期には、多くの納税者の方が

申告や相談のため来署して大変慌ただしくなっています。所得税の確定申告においても管理運営部門が申告書収受などの役割を果たすことになりましたが、申告相談などは従来

これまででは、所得の証明書であれば、納税者が法人なら法人課税部門、個人なら個人課税部門が対応し、税額の証明書であれば管理部門が対応するというように、手続きごとに対応部署が異なっていたのですが、昨年7月に管理運営部門が新設され、納税者の方が必要とするほとんどの手続きをワンストップサービスエリアに設けた総合窓口で済ますことができるようになりました。

先ほど例に挙げた納税証明書についていえば、いまでは所得に関するものも、税額に関するものも、すべて総合窓口で対応しています。

申告時期に多くの職員を島しょ地区に派遣しています。必然的に署内の職員数は少なくなってしまうわけですが、納税者に対するサービスの質を落とすわけにはいきませんので、部門を越えた協力態勢が重要となります。確定申告時期には、法人課税部門、徴収部門など、さまざまな部門の職員が署を挙げて対応に当たっています。

Q. 芝税務署では、適正な納税を推進するために、さまざまな活動を展開していますね。

木村 わが国の税務行政のベースにあるのは、納税者の方々に、自主的に正しく申告をしてもらうことです。そのため、税の周知活動も「納税者サービス」のひとつと捉え、積極的に行っています。

OWNER'S LIFE  
オーナーズライフ

オーナーズライフ

検索

税理士を依頼するなら、地域の我々に！

東京税理士会 芝支部

〒108-0014 東京都港区芝5丁目1番12号  
KOWAビル5階

TEL: 03-3453-6516 FAX: 03-3453-8385

URL: http://www.tz-shiba.jp/

E-mail info@tz-shiba.jp

T&D



企業がつづく

チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DAIJO 大同生命

東京支社/東京都中央区日本橋2-7-4  
TEL 03-3241-4343

▶税制改正でも中小企業には比較的優遇が多かった



平成22年度税制改正で延長・拡大が決まった「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」。同共済は、中小企業の連鎖倒産などの防止を目的としており、今回の税制改正で貸付限度額が最大8千万円、掛け金が毎月最大20万円まで可能になる予定だ。そこで注目を集めているのが、経営セーフティ共済を活用した節税。掛け金アップで、節税効果もかなり期待できるようだ。

中小企業基盤整備機構の共済制度「中小企業倒産防止共済」を活用した節税術があらためてクロースアップされそうだ。経営セーフティ共済は、取引先の予期せぬ倒産から、中小企業の連鎖倒産を守るため設けられたもの。現状では、毎月5千万円から8千万円までの範囲で積み立てをしていれば、取引先企業が倒産した場合や、売掛金、受

## 経営セーフティ共済が拡大

### 節税効果もビッグに

取手形などの回収が困難になった場合、掛け金総額の10倍以内の融資を無担保・無保証人・無利息で受けられる。

加入対象は、1年以上事業を行っている中小企業者のうち、①従業員数300人以下または資本金3億円以下の製造業・建設業・運輸業、②従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業、③従業員100人以下または資本金5千万円以下のサービス業、④従業員50人以下または資本金5千万円以下の小売業、⑤従業員300人以下または資本金3億円以下のソフトウェア業または情報処理サービス業、⑥従業員900人以下または資本金3億円以下のゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)、⑦従業員200人以下または資本金5千万円以下の旅館業となっている。

経営セーフティ共済を使った節税策が注目されているのは、掛け金が税法上、法人であれば損金、個人であれば必要経費として処理することが認められているため。現在は、貸付限度額が3200万円までだが、平成22年度税制改正により8千万円まで拡大される。また、掛け金も月額最大8万円、総額320万円から、月額最大20万円、総額800万円まで拡大される予定だ。

つまり、これまで月額最大8万円までが損金処理できたものが、最大20万円まで認められることになるわけだ。8万円なら小粒だが、20万円となれば、かなり使い勝手の良い節税商品といえる。さらに、同共済は解約が自由にでき、解約手当金が受け取れる。その金額は、納付12カ月以上なら80%、40カ月以上なら100%戻ってくる。

法人なら、その解約手当金について、支給を受けた時点の益金、個人は事業所得として処理する必要があるわけだが、事業が赤字のときに解約すれば、税負担を軽減できるメリットがある。たとえば、毎月20万円で40カ月、800万円積み立てたとしたら、100%の金額が支給されるため、最大で800万円の所得が圧縮できることになる。

ただ、重複契約はできないほか、法人税を滞納している企業や住所または主たる事業の内容を繰り返し変更したため、継続的な取引状況を把握することが困難な企業・個人、さらにはすでに貸し付けを受けた共済金や一時貸付金の返済を怠っているなどの理由がある場合には同共済に加入できないので注意したい。

また、将来の納税者である子どもたちに対する租税教育もそうした活動のひとつとして行っています。当署では、職員が学校へ行き租税教室を行うだけでなく、子どもたちに来署してもらい、授業の一環として、実際に職場を見ながら税について勉強してもらおうといったかたちの租税教育も行っています。子どもたちは、職員に直接質問ができるので、税や税務行政に對して、より深く学べる機会になっていると思います。ちなみに、署長との歓

(1面のつづき)

談・質問タイムも設けています。

Q: 日ごろから注意していることはありますか。

木村 税務署は、窓口業務や確定申告など、納税者と接触する機会が非常に多いところです。それはつまり、納税者から刺激を受ける機会に恵まれているということです。

納税者との接触の中で、「説明が分かりにくい」とか「署内の案内表示が分かりにくい」などの指摘や「こうして欲しい」といった要望をいただくことにより、事務を改善するチャンスが生まれます。

納税者と税務署の相互作用を大切に、より良い納税者サービスを提供できるように気を配っていきたいと考えています。

Q: 最後に、今後に向けての目標などについてお聞かせください。

木村 当署は港区の約半分と島しょ地区の2町7村を管轄しています。外資系の企業も多くありますので、租税条約に関する申請など、他の署ではあまり職員が見ることのない書類が提出されるケースもあります。

納税者サービスの質を向上させていくためにも、職員が日ごろから、自分たちが取り扱う税について研さんしていく必要があるのはもちろんのこと、各部門の協力体制を十分に、さまざまな業務について署として最大の力を発揮し、納税者から信頼される税務運営を目指していく必要があると思っています。

### 3月で会社にはサヨナラ

3月は別れの季節。定年退職を迎え、長年勤めた会社とお別れという人も少なくないが、退職金にも税金がかかる。そこでクロースアップされているのが退職金税務。

退職金は退職所得として、ほかの所得とは分離して課税される。

退職所得の金額は、「(収入金額－退職所得控除額)×2分の1」で計算。退職所得控除額は、勤続年数20年以下なら「40万円×勤続年数80万円未満なら80万円」、20年超なら「800万円＋70万円×(勤続年数－20年)」で計算する。こう

して出した退職所得額により、6段階5～40%の所得税率を掛け、さらに一定の控除額を差し引いたものが所得税額となる。退職金を受け取る時に重要となるのが、「退職所得の受給に関する申告書」に記入し会社に提出したかどうか。

同申告書が会社を経由して税務署へわたっているなら、前述の退職金にかかる所得税額が源泉徴収されて終了だ。しかし、同申告書を提出していないと、源泉徴収される税額が変わってしまう。

同申告書を提出しなかった場合に源泉徴収される所得税額は、「退職金収入金額(退職所得控除額を控除する前の金額)×税率20%」で計算される。退職所得控除額を引かれさらに半額になるという大盤振る舞いの所得減措置が受けられないわけで、大幅な税額アップとなる。

仮に20%を源泉徴収されたとしても、退職所得の源泉徴収票を会社からもらってれば、それをもとに確定申告することで差額を取り戻すことができる。しかし、手間やトラブル対処を考えれば退職時源泉徴収ですっきり終わらせておきたい。

#### 退職時は申告書提出を

無料相談やってます！

松井立朗税理士事務所

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目16番1号ニュー新橋ビル610号  
TEL: 03-3503-0616 FAX: 03-3580-7474  
URL: <http://minato-shimbashi-zeirishi.tkcfnf.com/>

前田公認会計士事務所

公認会計士 前田 敬一郎  
税理士

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目11番11号  
虎ノ門MKビル5階  
TEL: 03-5472-4841 FAX: 03-5472-4840



▲給付のために混雑するハローワーク

## 緊急人材育成

## 生活支援金は雑所得

## 特別融資なら一時所得

リーマンショックに端を発した経済危機以降、企業の倒産が増加、これにより多くの人々が職を失った。中には、雇用保険の受給資格がなく、生活に困窮している人も少なくない。厚生労働省では昨年7月から、雇用保険の受給資格のない人に対して職業訓練を実施し、訓練中の生活費を支給している。これまでに、給付金の税務上の取り扱いが明確化されていなかった。しかし、厚生労働省がこのほど、国税庁に税務上の取り扱いについて照会したことで明確化された。

厚生労働省が実施する「緊急人材育成支援事業」は昨年、政府が行った経済危機対策のひとつとして実施されたもの。雇用保険の受給資格のない人で、一定の職業訓練を受けている人に対して月10万円(被扶養者のある人は月12万円)の訓練・生活支援給付金を支給している。給付金制度は昨年7月より開始されたが、「緊急経済対策」ということで、関係省庁と制度のすり合わせが不十分なままスタートした「厚生労働省」経緯がある。そこで、「すり合わせ」として行われたのが今回の「照会」というわけだ。

厚生労働省の照会に対し国税庁は、同給付金は「雑所得」に当たると回答。同給付金は、雇用保険法に規定された求職者給

付、雇用対策法に規定された職業転換給付金、就職促進手当などのいずれにも該当しないため、雇用保険法や雇用対策法に定められている「公課の禁止規定」が適用されず課税の対象となる。また、同給付金による所得は利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得のいずれにも該当せず、給付金は毎月得るものであり一時所得にも該当しないため、雑所得となるわけだ。

また同事業では、給付金支給対象者のうち、返済が困難でないと認められる人に対し月額5万円を上限に融資(特別融資)を実施しており、融資された金額は、一定の要件を満たすことで50%が返済免除となる。この債務免除は、債務者が資力を失ったことによるものではないため課税対象となり、その経常的利益は役務の提供などの対価としての性質を持たないことから「一時所得」に当たるとしている。

ところで、同給付金は雑所得に当たるとして、アルバイトをしながら給付を受けることも可能(年間所得200万円まで)。そのため、受給者の多くは確定申告が必要となる。これについては「パンフレットなどで課税対象になることを周知している」と(同)というが、申請窓口となるハローワークではどうやら、「徹底した指導は行われていないのでは」と(同)というのが現状のようだ。

## ▶国税庁も負担増!?



無駄な租税特別措置法(租特)の廃止を掲げる民主党政権だが、平成22年度税制改正では、わずか12の租特を廃止するにとどまった。しかし、同改正で創設される「租特透明化法」により、政策効果が薄い、特定の企業にのみ恩恵があるものについては、厳しく切り込んでいく方針。この、租特透明化法だが中小企業にとって負担増となるのか気になるところだ。

租特透明化法の対象となる租特は、法人税関係の租特の中でも特に、減税効果のあるもの。「交際費の損金不算入措置」のように増税効果のある租特は対象外だ。企業が減税効果のある租特の適用を受ける場合には、法人税申告時に「適用額明細書」を提出することが義務付けられることになる。

## 租特透明化で企業負担増える

## 企業名公表に「含み」

適用額明細書とは、適用を受ける租特の内容、税額控除額・特別償却限度額・準備金や積立金など適用額を記載した書類のことで、提出を怠った場合や、虚偽の記載があった場合などには、租特の適用を受けることはできない。

申告書と共に提出された適用額明細書は、財務大臣の下で集計が行われる。それぞれの租特について適用法人数、適用総額、高額適用企業やその適用額などを実態調査し、報告書を作成。作成された報告書は、翌年1月の通常国会に提出される。

なお、適用実態調査において財務大臣は、税務署へ提出された法定調書などを利用すること、また、各行政機関に対し資料の提出説明を求めることが可能とされている。

同法案は、平成23年4月1日以後に終了する事業年度からの適用が大綱中でアナウンスされている。また、政府税制調査会の第17回会合で示された資料によると、初年度の集計対象となるのは、同23年4月1日から同24年7月31日までに提出された適用額明細書で、同25年1月には調査結果が公表される。

なお、調査結果は、各租特の適用企業数、適用総額などについて資本金階級別、業種別に整理して公表される。また、各租特の適用額が多い企業をランキングし、上位10〜20社程度をめぐりに公表されるもようだ。適用額のランキングには企業の実名こそ公表されないが、企業に個別の記号(ABCなど)を付けたうえで公開されることになった。つまり、A社という企業がいくつかの租特の適用を受けていた場合、A社が適用した租特で適用額が上位にくるものはすべて一目瞭然というわけだ。

企業名の公表については第17回の税調で活発に議論され、とりあえずは非公表でスタートすることになった。しかし、税調委員の中には「マニフェストの観点からいえば、最終的には完全透明化を目指したい」「大塚耕平内閣府副大臣」「当初志した個社名の公表という旗そのものを下ろさない」とにこだわるという(小川淳也総務政務官)。「非公表でスタートするが、法律の附則に見直し規定のようなものを置いてはどうか」「峰崎直樹財務副大臣」といった意見も根強くあるため、まずは非公表で租特の適用実態を把握し、そのうえで個別の企業名を公表せざるを得ない状況になったときにはあらためて議論ができれば、法律に「幅」を持たせる方向で調整に入ったとみられる。

経営にかかわる様々な分野で  
企業経営を総合的にサポート

## | 経営者のための資金繰りセミナー

経営者を悩ます金融機関との折衝の方法、経営改善計画書の作成のポイント等、資金繰り対策のテクニックについても余すことなくご紹介いたします。

日 時：2010年4月23日(金) 16:00~18:00  
場 所：アクタスマネジメントサービス セミナールーム  
参加費：無料

当社Webサイト内セミナー申し込みフォームよりお申し込みください。  
<http://www.actus.co.jp/seminar/>



アクタスマネジメントサービス株式会社  
アクタス税理士法人 アクタス労務研究所

東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F  
TEL:0120-459-480 FAX:03-5575-3331 E-mail:info@actus.co.jp

歴代の東京税理士政治連盟会長・同副会長経験の方々の賛同を得て  
「租税法律主義を守る会」を設立しました。

趣旨解釈が先行して、税法条文に記載されている字句や文章と具体的事実が無視されている判決が多く見られます。ストックオプション判決はその顕著な例です。

課税する側も納税する側も守るべき税法適用の原則を策定し、世に問いたいと考えています。税理士及び納税者のご参加と、学者・弁護士の先生方々のお力添えをお待ちしています。

税理士 志岐 昭敏

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番12 チュリス赤坂 401 アカサカ共同会計事務所

TEL 03-3587-0187(代表) FAX 03-3587-0154 URL <http://homepage3.nifty.com/zei/>

納税  
通信

東京国税局管内 特別号外  
港区エリア版 芝税務署編  
平成 22 年 3 月 26 日発行  
© エヌピー通信社

「納税通信」(東京国税局管内 特別号外 港区エリア版)は、「税務行政局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、区内全域の「日本経済新聞」(宅配)に不定期で折り込み配布している**無料紙**です。発行に際しては、芝税務署に取材面でご協力いただきました。また、東京税理士会芝支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する保険会社などに、「賛同および協賛をいただきました。紙上に御礼申し上げます。」

【エヌピー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は  
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共) 36,700 円

**購読・広告申込** [www.nouzei.jp](http://www.nouzei.jp)  
03(3971)0114(直通)

前期が黒字で法人税を納めた会社は、今期赤字に転落したのなら、まず考えたいのが、今期の赤字と前期の黒字を相殺して前期に納めた法人税の還付を受けられる「欠損金の繰戻還付」だ。

法人税法80条に規定された足場の固い制度だが、不況による税収不足に対応するため平成4年以降は「欠損金の繰戻還付の不適用」として租税特別措置法66条の13で封じられてきた。同11年以降は「設立後5年以内の中小企業」など一定の企業について「欠損金の繰戻還付の不適用の適用除外」として一部復活したが、同21年度税制改正での「不適用の適用除外」の範囲が広がり、設立5年を超える中小企業も適用できることになった。

同制度の適用対象企業は、①普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるものまたは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く）②公益法人

国税庁の統計によれば、わが国の赤字企業の割合は約7割に上る。3月決算を目前に控え、赤字なら節税の必要もないと思っている経営者も少なくないが、会社は法人税以外に様々な税金を納税している。赤字会社の場合でも節税はできるのだ。また、企業によつては、赤字を減らし、金融機関対策を講ずる必要もあるだろう。もちろん、黒字なら会社体力を付けるためにも、可能な範囲で節税をしたいところだ。赤字であろうと、黒字であろうと決算は大局からみて正確に行いたい。



▶3月に決算を迎える会社は多い

# 銀行向けに決算書を化粧

一方で、赤字になってまうと、銀行の対応が変わってくる。そのため、会社に資金的余裕があれば、少しでも今期損失を減らすことを考えたい。

銀行は、融資に際してまず、決算書の「売上」「税引き後利益」「借入金」「固定資産」「資本金」の5つをチェックする。融資を断るパターンとして、売上が足りなくて赤字が続いているにもかかわらず解決策がない場合、売上・

このほか、所得税・社会保険の減額を考えると役員報酬の引き下げは効果がある。役員報酬等を減額することにより社長や家族の所得税などの節税を図ることができ、全体の税金が少なくなる。

また、今期赤字だが、来期から収益回復が見込めそうな場合なら、繰延欠損金の活用という手もある。1事業年度の法人税だけを考えれば、節税を考へる必要はないが、法人税法上、欠損金を繰り越せるのは7年間。この7年は節税メリットを継続させることができる。

等③協同組合等④人格のない社団等——。ただし、適用には、還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して「青色申告書である確定申告書」を提出していること、欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること、同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出していること——などが要件となる。

等③協同組合等④人格のない社団等

## 「欠損金の繰戻還付」「有姿除却」など活用

利益に對する借入金額が大きく、返済に不安があるケースだ。つまり、「売上アップ」「利益率アップ」「借入圧縮」になつていれば、最終的に資金繰りに失敗することはないわけだ。そこで、利益を捻出（ねんしゅつ）したいのなら、会社が所有している不動産や上場株式で、実勢価額が帳簿価額を上回っている場合、売却することで「売却益」を計上することができる。

代表者からの借入金が多額になっているケースでは、代表者が債権放棄し、会社が債務免除益を計上することもひとつの方法だ。場合によっては、代表者からの借入金を会社に現物出資してもらい、株式として資本金額を増やすことも有効だ。

また、駐車場や倉庫などの賃借物件の解約や見直し、貸倒引当金などについても対策として使える。

含み損のある資産処分についても考えたい。会社の貸借対照表の資産の部を見てみると、資産科目の中に建物や機械装置、ゴルフ会員権などの、いわゆる固定資産が列記されている。これを固定資産台帳と突き合わせ、固定資産が除去処理されずにあるのなら、除去してしまうことで、その期の費用にすることができるといえる。

一方で、保有はしているものの、現実には活用していない固定資産があるなら「有姿除却」になるのか検討したい。有姿除却は、使用を廃止した固定資産について廃棄、解体などを行っていない場合でも、現状有姿のまま除却損を計上できる制度のこと。対象資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額が除却損として計上できる。不用な固定資産を処分できずに抱え込んでいる会社にとってはなんともありがたい制度だ。手元にあるのに除却損を計上するという都合の良い制度だけに、税務署のチェックは厳重。その処理には十分注意したいところだ。

決算対策は、無防備に実施するのではなく、経営計画シミュレーションを実施して再検討することが重要。顧問税理士とよく相談しながら将来的な長期展望のもとに対策を考えたい。

**めざします。企業の繁栄と社会への貢献**



全国法人会総連合会長  
大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の  
間から生まれた団体です。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

**全法連は、約 100 万社の会員企業  
41 都道県に 442 の会を擁する団体です。**

——主な活動は——

◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。

◆最新の税制や経営情報を提供しています。

◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。

◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。  
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。  
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合

